

国保中央病院コンデンサ・リアクトル更新工事 特記仕様書

1. 工事概要

- (1) 工事名称 国保中央病院コンデンサ・リアクトル更新工事
- (2) 工事場所 磯城郡田原本町宮古404-1 国保中央病院内
- (3) 工事期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (4) 工事概要 高圧進相コンデンサ（2台）撤去新設
直列リアクトル（2台）撤去新設
放電コイル（2台）撤去
PCB含有調査一式
※その他、別添参考資料を確認すること。

2. 一般共通事項

(1) 総則

本仕様書及び図面は、国保中央病院コンデンサ・リアクトル更新工事について必要な事項を規定する。

(2) 施工

本工事は、本仕様書及び図面によるほか、国保交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」並びにメーカー仕様等に基づき入念に実施する。

(3) 疑義

本仕様書との内容に相違のある場合は明記の無い場合、又は疑いを生じた場合は、全て病院担当者（以下「監督職員」という。）と協議する。

(4) 軽微な変更

施工に際し現場の納まり、取合い等の為に位置又は工法を変え、それによる数量を増減する等軽微な変更は監督職員の指示に従う。なお、この場合の請負金額および工期については変更しない。

(5) 現場代理人

本工事には、現場代理人を常駐させ、労務者の監督及び工事の調整を密にする。

(6) 現場管理

- ① 作業現場は常に諸材料の整理整頓その他清掃を行い火災等の事故防止に努める。
- ② 出入口及び危険性のある場所には、危険表示などの処置を行う。
- ③ 作業現場及び許可された場所以外への無断立ち入りは厳禁とする。
- ④ 本工事により病院の施設等に損害を与えた場合は速やかに監督職員に報告し、請負業者の責任及び負担において速やかに原形に復旧する。
- ⑤ 本工事に必要な電気及び水は、発注者の負担により支給するものとする。

(7) 安全管理

労働安全衛生法の定めるところにより、十分な安全管理対策を行い災害の未然防止に努める。

(8) 書類整理

本工事に必要な書類等は、監督職員の指示に従い遅滞なく提出する。

(9) 写真

分類	規格	部数	撮影箇所
着工前	サービス判以上	各1部 (アルバム等張付け)	撮影箇所は隠蔽となる箇所及び監督職員の指示する場所を撮影する。
作業中			
完成時			

※ (社) 公共建築協会「工事写真の撮り方 (改訂第2版)」を参考に整理する。

(10) 工事実績情報登録

工事請負金額500万円以上の工事について、(財) 日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス (CORINS) に登録し、登録後に発行される書類の写しを監督職員に提出する。

(11) 養生

既存施設部分等は汚損しないよう適切に養生を行う。

(12) 材料

使用材料は、仮設資材及び再使用品を除き全て新品を使用し、製造所及び商品名の特記がある場合は、そのもの又は同等品以上のものを使用する。ただし、同等品以上のものを使用する場合は監督官の承諾を受ける。

(13) 材料検査

全ての材料は、工事現場に搬入後、監督職員の検査を受け合格したものを使用する。

(14) 発生材処理

発生材については請負業者の責において法令に基づき適切に処理し、マニフェストの写しを提出する。ただし、発生材のうち金属類及び監督職員の指定したものは、監督職員の指示した場所に搬入・集積し発生材調書を作成し提出する。

(15) 後片付け

工事の完了に際しては、工事現場の後片付け及び清掃を行う。

(16) 完成検査

本工事完成後、本仕様書及び図面に基づき、請負業者、電気主任技術者及び監督職員が立会いの上、監督職員が指定した日時に行い、合格をもって完成とする。

3. 特記事項

(1) 電気設備工事

本工事において使用する材料は下表のとおりとする。

品 名	規格
高圧進相コンデンサ（２台）	「163kvar」又は同等以上の性能を有するもの （現行型式：AF712161KYT0078B）
高圧直列リアクトル（２台）	「13kvar」又は同等以上の性能を有するもの （現行型式：CR662161KX39957）

※（ア）上記表の器材に関しては、製作図及び試験成績表を提出するものとする。

（イ）高圧機器に関して接地工事を必要とする場合、既設接地線に接続するものとする。

(2) 調査工事

高圧進相コンデンサ（２台）、高圧直列リアクトル（２台）のPCB含有調査を実施する。調査実施後は、調査報告書を病院に提出すること。

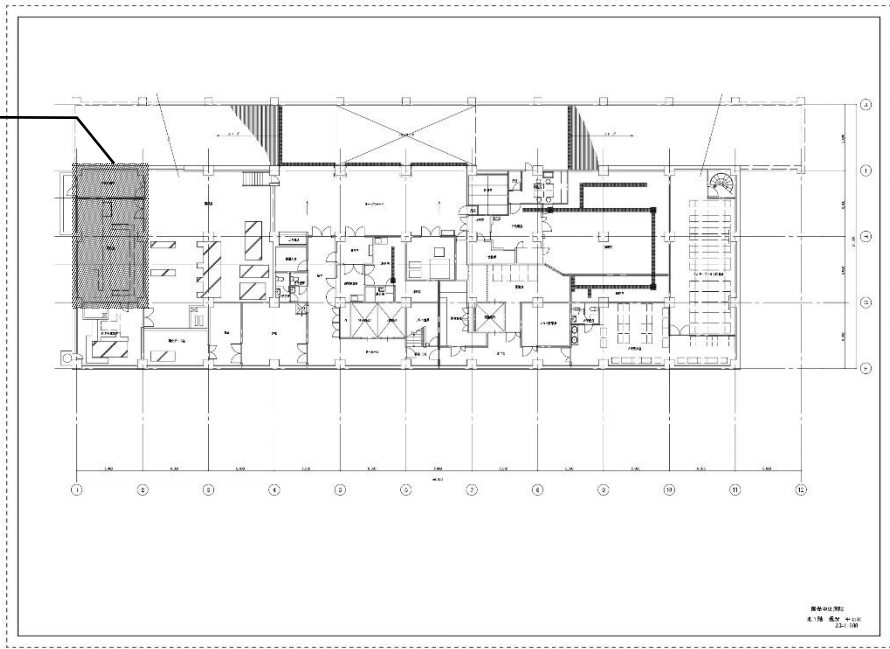
(3) 撤去搬出

- ① 本工事においては、既設の放電コイルについても撤去対象とし、これに付随する配線、接続部材及び支持材等を含め、関係法令に基づき適切に撤去するものとする。
- ② PCB含有機器が確認されなかった場合は、請負金額内において撤去搬出すること。
- ③ PCB含有機器が確認された場合は、当該機器の処分は発注者にて行うものとする。受注者は、当該機器を適切に取り外し、損傷のないよう養生のうえ、発注者の指定する場所へ引き渡すこと。なお、当該機器に係る収集運搬及び処分に要する費用については、本工事請負金額から減額するものとし、精算方法については発注者と協議のうえ決定する。

(4) その他

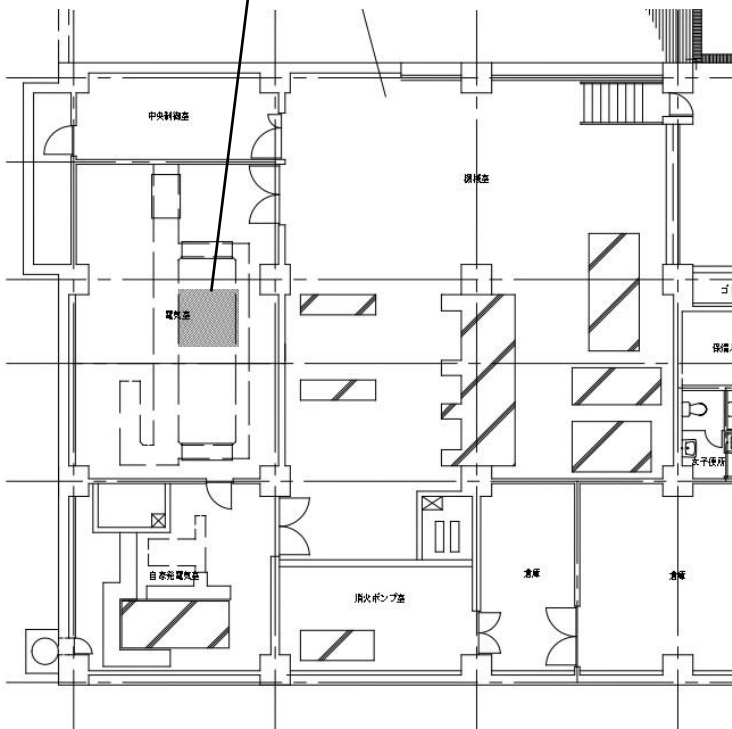
- ① 本工事实施に際し、十分な現地調査を実施し、機器等との取り合いに不具合のないように施行を行うものとする。
- ② 工事完了後、新設箇所については経済産業省制度「電気設備の技術基準の解釈」第16条に基づき一括で耐電圧試験を実施する。
- ③ 本工事は、施設の運用上、原則として全館停電は行わないものとする。このため、コンデンサ及び直列リアクトルの更新に必要な範囲に限り、当該回路を停電させて施工すること。ただし、施工条件等により部分停電による対応が困難な場合は、発注者と受注者が協議のうえ、やむを得ないと認められる場合に限り、全館停電により施工することができる。なお、停電範囲以外の設備は原則として通電状態であるため、受注者は絶縁シートによる被覆、養生、防護柵の設置その他必要な安全対策を講じ、関係法令及び安全基準を遵守のうえ施工すること。

工事場所

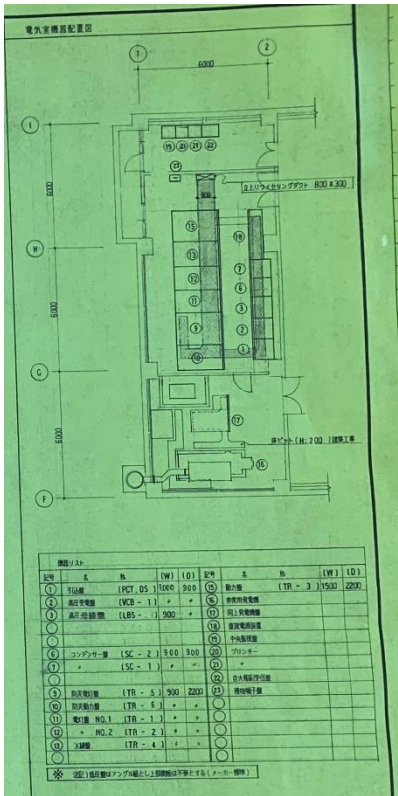


建物平面図

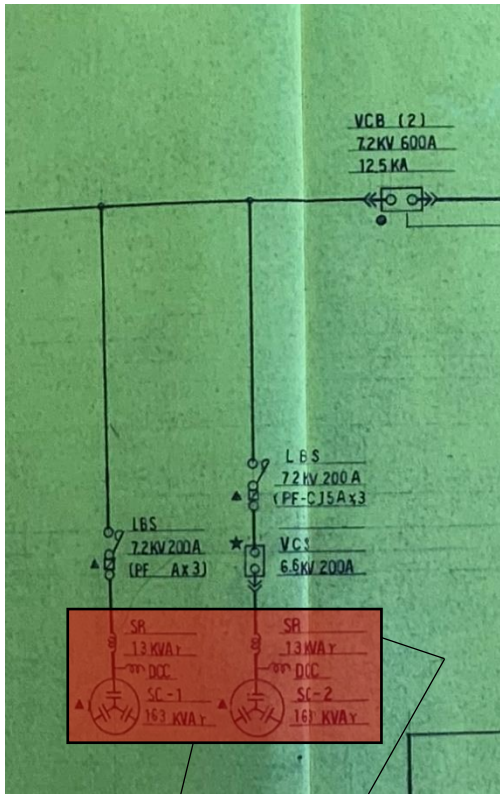
工事場所



建物平面図 (拡大図)



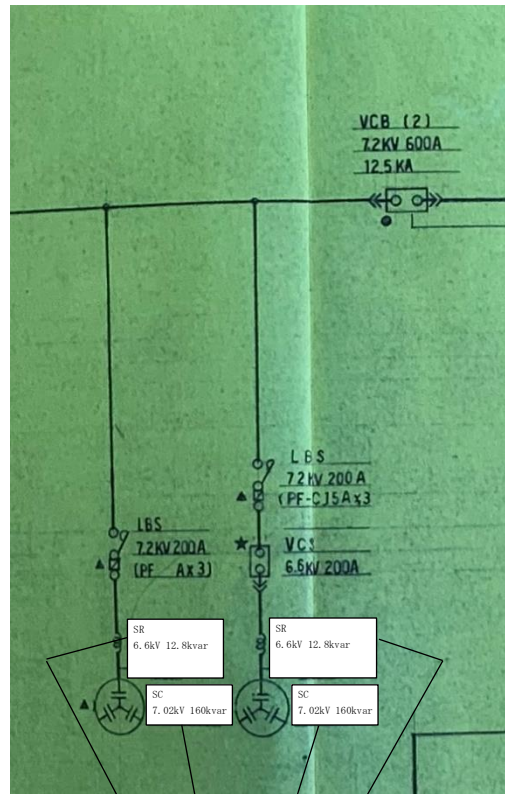
機器配置図



高圧進相コンデンサ
 直列リアクトル
 放電コイル 撤去

撤去を表す。

単線結線図 (改修前)



高圧進相コンデンサ
 直列リアクトル 新設

単線結線図 (改修後)